

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第35号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
附 則 （施行期日等） 第1条 この条例は、 <u>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「改正法」という。）</u> の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） 第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定並びに附則 <u>第5条</u> の規定 平成23年4月1日 （2） 第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>改正法の施行の日から起算して2月を経過した日</u> （3） 第24条の4の改正規定及び <u>次条第1項</u> の規定 平成24年1月1日 （4） 略	附 則 （施行期日等） 第1条 この条例は、 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）</u> の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） 第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定並びに附則 <u>第6条</u> の規定 平成23年4月1日 （2） <u>第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）</u> 、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>規則で定める日</u> （3） 第24条の4の改正規定、 <u>第30条第2項を削る改正規定、第64条の3の改正規定、第66条の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定</u> 平成24年1月1日 （4） <u>第117条の改正規定、第118条の改正規定及び附則第4条の規定</u> 平成24年4月1日 （5） 略

(5) 第4条の改正規定、第30条第2項を削る改正規定、第64条の3の改正規定、第66条の改正規定、第117条の改正規定及び第118条の改正規定規則で定める日

2 前項第5号に掲げる規定の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(県民税に関する経過措置)

第2条 略

2 平成22年度分の徴収取扱費の算定及び報告については、改正前の鳥取県税条例第39条の2の規定は、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に改正法による改正前の地方税法附則第11条の4第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第2号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新条例第78条の2及び第83条の2の規定は、平成23年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第13号)による改正後の改正法の趣旨を踏まえ、この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(県民税に関する経過措置)

第2条 略

2 平成23年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第30条第2項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 平成22年度分の徴収取扱費の算定及び報告については、旧条例第39条の2の規定は、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に改正法による改正前の地方税法附則第11条の4第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第2号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成24年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によ

<p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p><u>第4条</u> 新条例第134条の5の2の規定は、<u>施行日の翌日以後</u>の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、<u>同日前</u>の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p><u>第5条</u> 新条例第134条の5の2の規定は、<u>施行日以後</u>の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、<u>施行日前</u>の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。